

令和8年度

港区国民健康保険及び後期高齢者医療制度

# 夏季保養施設のご案内

申込みは申込みフォームまたは専用はがきで6月22日(月) 必着

国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度加入者の健康保持と増進のために夏季保養施設を開設します。

| 期 間            | 令和8年 7月24日(金)～9月1日(火) 40日間   |  |
|----------------|--|--|
| 施 設<br>(部屋数)   | 神奈川県・湯河原<br>和室(定員5名)×2室<br>  | 静岡県・伊豆長岡<br>和室(定員5名)×2室<br> |
| 利用料金           | 1人(1泊2食付・税込) ※入湯税が別途必要です。おんやど恵は宿泊税も必要です。<br>●大人(中学生以上) — おんやど恵 9,000円 ホテル天坊 8,250円<br>●小人(4歳～小学生) ————— 5,060円 ●幼児(3歳 / 寝具・食事なし) — 1,100円<br>●乳児(0～2歳 / 寝具・食事なし) — 無 料   |  |
| 抽選申込み<br>ができる人 | 港区国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が代表となり、2～5名で利用される方(乳幼児による人数超過はご相談ください。)  |  |
| 申 込<br>注意事項    | ●施設の利用はどちらか1回のみ。泊数の希望は2連泊まで受け付けますが、1泊の当選を基本とし、当選日の翌日に空室がある場合に限り2連泊当選とさせていただきます。<br>●客室は禁煙です。<br>●国や都等が実施する各種補助金の対象事業とはなりません。   |  |
| 申 込<br>方 法     | ◎申込みフォームまたは専用はがき(緑色)でお申込みください。(窓口受付は不可)<br>6月22日(月) 必着のこと<br>▼申込みフォーム<br><br>抽選後、7月上旬に結果を郵送でお知らせします。<br>※1世帯1通のみ申込みできます。重複申込みは無効となります。<br>◇抽選後の空き室申込み受付<br>抽選後の空室は、7月14日(火) 午前10時00分から下記の電話番号で受け付けます。<br>(7月14日からは、港区内在住・在勤の方ならどなたでも申込みできます。)<br>※空室状況は7月10日(金)から、平日15時前後に国保年金課および各総合支所にて掲示します。 |  |
| 取消・<br>人員変更等   | ●申込み後の取消し、人員の変更は、利用日の5日前までに、必ずJTBみなと予約センターへ連絡してください。(土・日・祝祭日を除く)<br>●利用日の4日前以降からの取消の場合はキャンセル料が必要となります。<br>(4日前10%・3日前～前日20%・当日50%)<br>●取消料は旅館に直接ご連絡のうえお支払いください。  |  |

空室申込み  
問い合わせ

(港区国民健康保険及び後期高齢者医療制度夏季保養施設受付業務受託)

JTBみなと予約センター

☎ 03-5434-7644 平日(土・日・祝日を除く)10:00～18:30

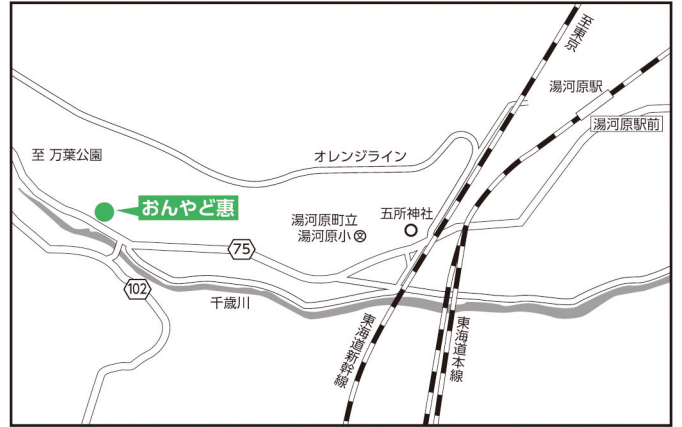
## 神奈川県 湯河原

チェックイン：午後3時 チェックアウト：午前10時30分



夕食（一例）

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上361 TEL. 0465-63-3001



- 電車利用の場合 ※全ての駅から送迎なし
  - ・JR東海道線湯河原駅→バス奥湯河原方面行き約7分「理想郷」下車→徒歩約1分
  - ・JR東海道線湯河原駅→タクシー約5分
  - ・JR東海道新幹線熱海駅→タクシー約20分
- 車を利用の場合
  - ・西湘バイパス石橋ICより国道135号線約12km約10分さらに県道75号線約3km約10分 目標物：パッキーボウル
  - ・伊豆縦貫自動車道三島塚原ICから国道1号線約29km約45分さらに 湯河原パークウェイ經由県道75号線約9km約15分 目標物：パッキーボウル

## 静岡県 伊豆長岡

チェックイン：午後3時 チェックアウト：午前11時



夕食（一例）

静岡県伊豆の国市長岡431-1 TEL. 055-947-4489



- 電車利用の場合 ※伊豆長岡駅から送迎あり（要予約）
  - JR東海道線三島駅南口出口→私鉄伊豆箱根鉄道駿豆線伊豆長岡駅下車→バス伊豆長岡から伊豆長岡温泉循環行き別所下車→徒歩約2分
- 車を利用の場合
  - 東名高速沼津ICより国道414号線約25km約40分 目標物：伊豆の国市役所

## 利用上の注意

1. 施設は大事にきれいに使用し、建物及び付属設備を損傷しないようにしてください。損傷した場合は利用者に実費弁償していただくことがあります。火の元には十分注意してください。
2. チェックインが遅れる場合は夕食の準備がありますので、その旨現地まで連絡してください。
3. 港区暴力団排除条例(平成26年港区条例第1号)第12条第2項に基づき、夏季保養施設を利用する事が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、ご利用前にお断りするか、ご利用後に当該助成金相当額を返還していただきます。